

役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 悠（以下「法人」という。）の理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して以下の基準により報酬を支給する。

評議員	
勤務形態区分	常勤・非常勤の別は問わない
報酬の総額	各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲
報酬の額	10,000 円／回（ただし、源泉徴収額を差し引いた額とする。）
支給の基準	理事長の指示或いは理事会又は評議員会の委任を受け、下記の業務を行う場合、法人の定款「(評議員の報酬等) 第九条」に基づき、報酬及び交通費等を支給する 1 評議員が、理事会及び評議員会に出席したとき 2 評議員が、法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたったとき ただし、法人本部所在地及び在勤地内（開催地道府県内）においては交通費等の支給はしない
支給の方法	出席及び活動の都度、現金にて支給
退職慰労金	なし
報酬等総額の公表	現況報告書に記載し、公表する
理事及び監事	
勤務形態区分	常勤・非常勤の別は問わない
報酬の総額	各年度の総額が 800,000 円を超えない範囲
報酬の額	10,000 円／回（ただし、源泉徴収額を差し引いた額とする。）
支給の基準	理事長の指示或いは理事会又は評議員会の委任を受け、下記の業務を行う場合、法人の定款「(役員等の報酬等) 第二四条」に基づき、報酬及び交通費等を支給する。 1 理事及び監事が、理事会及び評議員会に出席したとき。 2 理事及び監事が、法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたったとき ただし、法人本部所在地及び在勤地内（開催地道府県内）においては交通費等の支給はしない。
支給の方法	出席及び活動の都度、現金にて支給
退職慰労金	なし
報酬等総額の公表	現況報告書に記載し、公表する

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の活動に出席するために旅行したときの費用弁償額は以下の基準により精算する。

評議員	
勤務形態区分	常勤・非常勤の別は問わない
理事会、評議員会への出席	費用弁償は行わない
所轄庁監査への立ち会い・出席	費用弁償は行わない
監事監査への立ち会い・出席	費用弁償は行わない
その他の活動	費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程【理事長・施設長】に準じて、交通費の実費額を精算する
支給の方法	出席及び活動の都度、現金にて精算する ただし、必要ある場合は事前に概算額を支払い、任務終了後精算することができる
理事及び監事	
勤務形態区分	常勤・非常勤の別は問わない
理事会、評議員会への出席	費用弁償は行わない
所轄庁監査への立ち会い・出席	費用弁償は行わない
監事監査への立ち会い・出席	費用弁償は行わない
その他の活動	費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程【理事長・施設長】に準じて、交通費の実費額を精算する
支給の方法	出席及び活動の都度、現金にて精算する ただし、必要ある場合は事前に概算額を支払い、任務終了後精算することができる

付 則

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する

この規程は、令和 6 年 7 月 10 日から施行する